

報告事項 5

教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例に関する意見決定について

平成31年1月28日開催の教育委員会会議における議決に基づき、教育委員会を臨時に代理し、以下のとおり意見決定したので、報告する。

平成31年3月1日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神 教 委 総 第 1 2 7 1 号
平 成 3 1 年 2 月 7 日

神 戸 市 会 議 長
北 山 順 一 様

神 戸 市 教 育 委 員 会
教 育 長 長 田 淳

市会上程予定議案に対する意見照会について（回答）

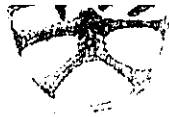
平成 31 年 2 月 5 日付神市会議第 353 号をもって意見を求められた標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

（平成 31 年度）

第 2 号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定については異議ありません。



神戸市会議第 353 号
平成 31 年 2 月 5 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳 様

神戸市会議長
北 山 順



市会上程予定議案に対する意見照会について

平成 31 年第 1 回定例市会に上程予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(平成 31 年度)
第 2 号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の件

第 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき，教育に関する事務のうちスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については，市長が管理し，及び執行するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（事務分掌条例の一部改正）

2 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により管理し，及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。）」を削り，同条市民参画推進局の項第4号を次のように改める。

(4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

（スポーツ推進審議会条例の一部改正）

3 神戸市スポーツ推進審議会条例（昭和37年3月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(自然の家条例の一部改正)

- 4 神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会」を「市長」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め，同項第4号中「教育委員会において」を「市長がその」に改める。

第6条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第3号中「教育委員会において必要」を「市長が必要がある」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会において」を「市長が」に改める。

第11条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(市民スポーツ振興等基金条例の一部改正)

- 5 神戸市市民スポーツ振興等基金条例（昭和56年3月条例第76号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

- 6 神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条第2項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号，第12条第4号及び第13条第1項第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(体育施設条例の一部改正)

- 7 神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第2項及び第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会（）」を「市長（）」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条の2第2項から第5項までの規定中及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条、第14条第2項及び第16条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(洞川教育キャンプ場条例の一部改正)

- 8 神戸市立洞川教育キャンプ場条例（平成27年10月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に、同号ウ中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第2項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項第1号及び第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(自然の家条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市立自然の家条例，神戸ポートアイランドホール条例，神戸市立体育施設条例又は神戸市立洞川キャンプ場条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき市長が管理し，及び執行する教育に関する事務の範囲を変更するに当たり，条例を制定する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により管理し、及び執行する教育に関する事務に係る国際スポーツに関する事務を含む。）は、次のとおりとする。

略

市民参画推進局

(1)～(3) 略

(4) 国際スポーツに関する事項

略

(4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

(参考 2)

神戸市スポーツ推進審議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(所掌事務)

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条前段の規定に基づき意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

市長

(1)～(6) 略

(組織)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

長

市

(1) 略

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

市長

(施行細目の委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則で

(参考 3)

神戸市立自然の家条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施設)

第3条の2 略

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。

市長

(使用の許可)

第4条 施設又はその附属設備を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用を許可しない。

市長

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において使用を不相当と認めるとき。

市長がその

(許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

(1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

規則

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

市長が必要が

(使用料の減免及び後納)

第8条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。

ある

市長

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

市長が

(指定管理者の指定等)

第11条 教育委員会は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条の2第2項、第4条第1項及び第2項、第6条第3号、第8条並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

(施行細目の委任)

第12条 自然の家の休所日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 4)

神戸市市民スポーツ振興等基金条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育
委員会規則で定める。

規則

(参考 5)

神戸ポートアイランドホール条例 ぬきがき

(____ は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(使用の許可)

第4条 ホールを使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、ホールの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 略

(行為の制限)

第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

規則

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

規則

2 略

(利用料金)

第8条 略

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

市長

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

市長

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定

市長

める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

- 5 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用若しくは第7条第1項の行為を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(4) 略

2 略

(入場の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

- (4) 施設等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定める行為をするおそれがある者

(遵守事項)

第13条 使用者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

- (4) 施設等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定める行為をしないこと。

(5) 略

市長

規則

規則

規則

2 略

(指定管理者の指定等)

第17条 教育委員会は、次に掲げるホールの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

市長

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

(施行細目の委任)

第18条 ホールの使用時間及び休館日その他のこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日)

1 略

(指定管理者不在等期間におけるホールの管理に関する業務)

2 教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条第1項及び第2項(第7条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)、第5条第1項(第7条第2項及び第9条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項(第7条第2項及び第9条第2項にお

市長

市長

いて準用する場合を含む。), 第6条, 第7条第1項, 第9条第1項, 第11条第1項及び第2項, 第12条, 第14条並びに第15条第2項の規定の適用については, 第4条第1項中「ホールの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「教育委員会」と, 同条第2項, 第5条第1項及び第2項, 第6条, 第7条第1項, 第9条第1項, 第11条第1項及び第2項, 第12条, 第14条並びに第15条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 3 教育委員会は, 指定管理者不在等期間においては, 指定管理者不在等開始時の直前の第8条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として, 使用者等から徴収することができる。

- 4 略

長

市長

市

市長

市長

(参考 6)

神戸市立体育施設条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている体育施設（以下「指定管理施設」という。）にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

規則

市長

市長

2 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、前項の許可に体育施設の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

市長

(許可の基準)

第5条 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

市長

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）がその使用を不適當であると認めるとき。

市長

2 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

市長

(1), (2) 略

(使用料)

第6条 略

2 体育施設の附属設備の使用料は、1設備1回
又は1時間につき3万円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

(使用料の納付)

第7条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会（指定管理施設にあつては、指定管理者）は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第9条の2 略

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第5に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定

規

則

規則

市長（

規則

規則

規則

市長

市長

市長

める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

- 5 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

市長

(特別の設備の設置等)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

市長

2 略

(許可の取消し等)

第12条 教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは第10条第1項の許可を取り消し、又は体育施設の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

市長

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

規則

- (2)～(4) 略

- 2 教育委員会(指定管理施設にあっては、指定管理者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

市長

- (1), (2) 略

(入場の制限等)

第13条 教育委員会 (指定管理施設にあっては、指定管理者) は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒絶し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

市長

(1)~(4) 略

(原状回復の義務)

第14条 略

2 教育委員会 (指定管理施設にあっては、指定管理者) は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

市長

(指定管理者の指定等)

第16条 教育委員会 は、次に掲げる神戸市立ポートアイランドスポーツセンター (以下この項において「センター」という。) の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

市長

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会 が定める業務

市長

2 教育委員会 は、次に掲げる体育施設 (神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。以下この項において同じ。) の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

市長

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会 が定める業務

市長

3 教育委員会 は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示

市長

するものとする。

(施行細目の委任)

第17条 体育施設の供用日及び供用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第5第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第5第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

市長

市長

市長

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 教育委員会は、神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することが

市長

できる。

5 略

(参考 7)

神戸市立洞川教育キャンプ場条例 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第5条 施設（テントを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、キャンプ場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

規則

市長

2 略

3 第1項の許可の申請は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める日から行うことができる。

(1) 次のいずれかに該当する団体 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この条において同じ。）の3月前（当該団体の住所又は活動の本拠地が神戸市以外の区域にあると認められるときは、2月前）の日の属する月の初日（当該期日が教育委員会規則で定める日（以下「受付休止日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち受付休止日に当たらない最初の日）

規則

ア 略

イ 略

ウ ア又はイに掲げる団体に準ずるものとして教育委員会が認めるもの

市長

(2) 略

(利用料金)

第8条 略

2 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

市長

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

市長

4 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

市長

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

市長

（許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

規則

(2)～(4) 略

2 略

（行為の禁止）

第13条 何人もキャンプ場において、その管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

（指定管理者の指定等）

第17条 教育委員会は、次に掲げるキャンプ場の管理に関する業務を指定管理者に行わせるもの

市長

とする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

(施行細目の委任)

第18条 キャンプ場の休場日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

附 則

(施行期日等)

1 略

(指定管理者不在等期間におけるキャンプ場の管理に関する業務)

2 教育委員会が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条、第9条第1項、第11条第1項及び第2項、第12条、第14条並びに第15条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「キャンプ場の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第

市長

市長

244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))

市長

とあるのは「教育委員会」と、同条第2項、第

市長

6条第1項及び第2項，第7条，第9条第1項，第11条第1項及び第2項，第12条，第14条並びに第15条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

3 教育委員会は，指定管理者不在等期間においては，指定管理者不在等開始時の直前の第8条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として，使用者から徴収することができる。

4 略

市長

市長

(参考 8)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ぬきがき

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず，地方公共団体は，前条各号に掲げるもののほか，条例の定めるところにより，当該地方公共団体の長が，次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し，及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は，前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に，当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。